

2025年度 法科大学院

第4期入学試験問題

4 時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式・論述式)

試験時間合計 40 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 必ず【民事訴訟法】の解答は【民事訴訟法】の解答用紙に、【刑事訴訟法】の解答は【刑事訴訟法】の解答用紙に、記入してください。また、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 訴訟と非訟に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴訟事件として処理してきた事項を立法によって非訟事件の対象とすることを訴訟事件の非訟化という。
2. 非訟事件の手続は、一般に、非公開で行われ、裁判所が職権で事実の調査をすることができる。
3. 「夫婦でないから同居の義務がない」とか、「夫婦であるが、同居請求が権利濫用であるから、これに应ずる義務がない」とかといったような夫婦関係の存否又は同居請求が権利濫用であるか否か等について争いがある場合に、その争いを単なる非訟事件手続により審理し、決定で終局的に裁判することは許されない。
4. 家庭裁判所は、遺産分割の審判において、その前提となる相続権、相続財産等の存在につき当事者間に争いがあるときは、審判手続において審理判断したうえで分割の処分を行うことができ、その審判が確定すると、これを争いたい当事者が別に民事訴訟を提起してこの前提たる権利関係の確定を求めることは許されない。

問2 訴訟要件に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴訟要件とは、訴えについて本案判決をするために必要とされる要件である。
2. 訴訟要件のうち、その存在が本案判決の要件となるものを積極的訴訟要件といい、その不存在が本案判決の要件となるものを消極的訴訟要件又は訴訟障害という。
3. 訴訟要件は、公益的な要請から、全て裁判所が職権でその存否を調査する。
4. 訴訟判決の既判力は、訴訟要件一般の不存在ではなく、却下の理由となった個々の訴訟要件の不存在の判断について生じる。

問3 訴訟指揮に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴えの提起があったときは、裁判長は、口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。
2. 訴えの提起後に、裁判長が弁論準備手続を経ないで第1回口頭弁論期日を指定すると、期日の変更をすることが許されない。
3. 裁判所は、職権で控訴期間を伸長することができる。
4. 裁判長が、判決言渡し期日を指定したときは、これを取り消すことは許されない。

問4 釈明義務に関するつぎの判決（以下「本判決」という。）について論述した次の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

「ある地域を所有することを前提とし、同地域上に生立する立木の不法伐採を理由とする損害賠償の請求の当否を判断するに当り、当該地域の一部のみが請求者の所有に属するとの心証を得た以上、さらにその一部に生立する立木で伐採されたものの数量、価格等について審理すべきことは当然であり、この際右の点について、従来の証拠のほかさらに新たな証拠を必要とする場合には、これについて全く証拠方法のないことが明らかであるときを除き、裁判所は当該当事者にこれについての証拠方法の提出を促すことを要するものと解するのが相当である。けだし、当事者は裁判所の心証いかにを予期することをえず、右の点について立証する必要があるかどうかを知りえないからである。」

（最判昭和39年6月26日民集18巻5号954頁より抜粋）

1. 本判決は、証拠方法の提出を当事者に促す釈明義務を認めたものである。
2. 本判決は、当事者から予測できない裁判所の心証によって、攻撃防御が不十分になる事態を防止しようとしたものである。
3. 本判決は、損害賠償の請求者が外形上十分と思われる証拠の申出をしていないときは、立証を促すべきであるとしたものである。
4. 本判決は、既に取り調べた損害額に関する証拠で外形上十分と思われるものがあっても、他に証拠があると認められる場合には、立証を促すべきであるとしたものである。

問5 Xは、Yを被告として、XY間の売買契約（以下「本件契約」という。）に基づき売買代金の支払を求める訴えを提起した。Yは、本件契約に基づく売買代金債務（以下「本件債務」という。）を全額弁済したと主張するとともに、もしこの弁済が認められないとしても、本件契約を締結した当時、Yが未成年者であったことを理由として本件契約を取り消すとの予備的主張をした。Yの予備的主張に対して、Xは、Yが成年であると信じさせるため詐術を用いたと主張した。この訴訟の証明責任に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. Xは、本件債務につきYが全額弁済した事実がないことの証明責任を負う。
2. Yが本件債務につき消滅時効が完成したと主張したのに対し、Xが、消滅時効の完成後にYが債務の承認をしたと主張した場合、Xは、Yの債務承認の事実の証明責任を負う。
3. Yは、Yが成年であると信じさせるため詐術を用いた事実が存在しないことにつき証明責任を負う。
4. Yが本件債務につき同時履行の抗弁権を主張した場合、Yは、履行の提供の事実の不存在につき証明責任を負う。

問6 争点効とは、「前訴で当事者が主要な争点として争い、かつ、裁判所がこれを審理して下したその争点についての判断に生じる通用力で、同一の争点を主要な先決問題とした異別の後訴請求の審理において、その判断に反する主張立証を許さず、これと矛盾する判断を禁止する効力」をいうことを前提にして、争点効の説明に関する次の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 争点効は、当事者間の信義則にその根拠を求めることができる。
2. 争点効は、判決理由中の判断に拘束力を認めるものである。
3. 争点効が生じるのは、中間確認の訴えの対象となり得る争点に限られる。
4. 争点効は、被告が第1回口頭弁論期日に出頭せず、いわゆる欠席判決がなされ、これが確定した場合には生じない。

問7 Xは、甲建物が崩れて被害を受けた。甲建物の占有者であるYは、損害の発生を防止するのに必要な注意をしたので責任がないと主張している。そこで、Xは、Yの主張が認められる可能性を考慮して、民法717条1項（土地工作物責任）に基づき、甲建物の占有者Yと甲建物の所有者Zを共同被告とする損害賠償請求訴訟を提起した。この訴訟の第一審でXが同時審判の申出をして裁判所がこれを認めた場合に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. Xの同時審判の申出は、控訴審において撤回することは許されない。
2. Zが口頭弁論の期日に出頭しないときは、第一審は、XとZの間の請求を分離して結審し、Zに対する請求のみに係る認容判決をすることができる。
3. 第一審がYに対する請求を棄却し、Zに対する請求を認容する一個の判決をした場合において、Zのみが控訴をしたときは、第一審判決中、XのYに対する請求を棄却した部分は確定する。
4. ZがXの請求を認諾した場合、第一審は、XのYに対する請求を認容してはならない。

問8 上訴に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 原告に判決が送達された日の翌日に、被告に判決が送達された場合でも、控訴期間の起算日は、原告、被告ともに被告に判決が送達された日となる。
2. 控訴の取下げは、控訴審の終局判決が言い渡された後は許されない。
3. 1000万円の貸金返還請求のうち、300万円を認容する第一審判決に対して、原告のみが控訴したときは、棄却された700万円についてのみに確定遮断及び移審の効力が生じる。
4. 上告裁判所は、上告を棄却する場合、口頭弁論を開かなければならない。

問 9 原告の金銭債権の一部請求を棄却する判決が確定した後に、原告が残部請求の訴えを提起した場合、原告の請求が認められるかどうかを 7 行以内で説明しなさい。

[刑事訴訟法]

問1 訴訟関係人に関する次の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 捜査段階の被疑者も公判段階の被告人も、有罪判決が確定した者ではなく、無罪推定の原則が及ぶ。
- 2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査する。
- 3 刑訴法上、司法警察職員は、司法警部と司法警察員に区別される。
- 4 検察官と司法警察職員とは、それぞれ独立の捜査機関であって、両者は原則として協力関係にある。
- 5 被告人の弁護人の選任については、私選と国選の2種類がある。

問2 捜査に関する次の記述のうち、判例の立場を前提として、適切でないものの組合せを一つ選びなさい。

- ア 捜査を開始するきっかけを「捜査の端緒」といい、捜査の端緒には、申告、職務質問、検視、告訴、告発、自首などがある。
- イ 捜査には、任意捜査と強制捜査とがあり、刑訴法は任意捜査の原則、強制処分法定主義を定めている。
- ウ 強制捜査は、必ず事前に裁判官による令状の発付を得て行わなければならない。
- エ 公務所又は公私の団体に対する事項照会（例えば、被疑者の本籍地の市町村に対する身上照会、病院への被疑者の病状照会など）は、任意捜査の1つである。
- オ 将来に発生することが見込まれる犯罪に対する捜査は認められない。

- 1 ア、ウ 2 ア、オ 3 イ、エ 4 ウ、エ 5 ウ、オ

問3 物的証拠の収集に関する次の記述のうち、判例の立場を前提として、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 捜査機関は、被疑者その他の者が遺留した物について、裁判官による令状の発付を得なければ領置することができない。
- 2 捜査機関は、任意提出を受けて領置した物について、留置の必要がない場合には、還付しなければならない。
- 3 搜索差押許可状の請求を受けた裁判官は、搜索・差押えの必要性についても審査し、令状発付の可否を判断する。
- 4 搜索・差押えの執行において、被疑者及び弁護人には立会権はない。
- 5 電磁的記録の差押えについては、記録命令付差押えの制度（電磁的記録を保管する者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえること）がある。

問4 弁護人の活動に関する次の記述のうち、適切でないものの組合せを一つ選びなさい。

- ア 弁護人は、逮捕の要件がないと考えた場合は、逮捕に対して準抗告により不服を申し立てることができる。
- イ 弁護人は、裁判官がどのような理由で勾留を決定したかを知るために、勾留理由開示を請求することができる。
- ウ 弁護人は、同一の勾留について重ねて勾留理由開示を請求することは許されない。
- エ 勾留中の被疑者が病院に入院して治療を受ける必要がある場合、弁護人は裁判官に職権で勾留の執行停止を認めるように申し立てることができる。
- オ 弁護人は、捜査・公判段階を通じて、証拠を保全する必要があるときは、裁判官に押収、搜索等の処分を請求することができる。

- 1 ア、ウ 2 ア、オ 3 イ、エ 4 イ、オ 5 ウ、エ

問5 訴因に関する次の記述につき、判例の立場を前提として、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 訴因の特定・明示が求められる趣旨は、裁判所に対し審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防御の範囲を示すことにある。
- 2 裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において起訴状に記載された訴因の変更を許さなければならない。
- 3 共謀共同正犯の訴因においては、具体的な謀議行為の日時、場所、方法等が明記されなければならない。
- 4 覚醒剤使用事犯の訴因においては、日時、場所の表示にある程度の幅があり、かつ、使用量、使用方法の表示にも明確を欠くことがあるとしても許される場合がある。
- 5 裁判所が訴因変更命令を発しても、検察官がこれに応じて訴因変更手続をとらない限り、訴因は変更されない。

問6 証拠に関する次の記述のうち、判例の立場を前提として、適切でないものの組合せを一つ選びなさい。

- ア 証拠裁判主義の下でも、公知の事実や裁判所に顕著な事実、証拠による認定を要しない。
- イ 犯罪事実や間接事実の存在を立証するために用いられる証拠を実質証拠といい、実質証拠の証明力や証拠能力を判断するための証拠を補助証拠という。
- ウ 裁判所が命じた鑑定人が鑑定の経過及び結果を記載して作成した書面は、刑訴法321条4項の要件を充たせば証拠能力が認められるが、捜査機関から鑑定を委託された鑑定受託者の作成した書面については、同条項を充たしても証拠能力は認められない。
- エ 複数の被告人が弁論の併合により共同で公判審理を受けている場合には、法律関係は共通に生ずるから、検察官は、一方の被告人のみに関する証拠の取調べを請求することは許されない。
- オ 証拠書類の取調べは朗読又は要旨の告知の方法により行われ、証拠物の取調べは展示によって行われる。

- 1 ア、ウ 2 ア、エ 3 イ、オ 4 ウ、エ 5 エ、オ

問7 自白の補強法則に関する記述のうち、判例の立場を前提として、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 自白の補強法則は、刑訴法が定める自由心証主義の例外をなしている。
- 2 刑訴法は、公判廷における自白であると否とを問わず、補強法則が適用されると規定している。そこで、憲法38条3項が「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。」と規定している「本人の自白」についても、公判廷における自白であると否とを問わないと解されている。
- 3 道路交通法違反の無免許運転の犯罪事実を認定する場合には、運転行為のみならず、運転免許を受けていなかった事実についても補強証拠が必要である。
- 4 被告人が犯罪の実行者であると推断するに足る直接の補強証拠が欠けていても、その他の点について補強証拠が備わり、それと被告人の自白を総合して、犯罪の被告人の結びつきを認定することができる。
- 5 共犯者の供述は被告人自身の「本人の自白」に該当しないため、補強証拠は不要である。

問8 裁判に関する次の記述のうち、判例の立場を前提として、適切でないものの組合せを一つ選びなさい。

- ア 判決は必ず公判廷で宣告によって告知しなければならない、この告知によって裁判が外部的に成立するが、裁判所自身はその内容を変更・撤回することができる。
- イ 有罪の言渡しをするには、罪となるべき事実、証拠の標目、法令の適用のほか、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免理由となる事実が主張されたときはこれに対する判断を示さなければならない。
- ウ 確定判決を経て一事不再理効が生ずる場合や、公訴時効が完成したときは、無罪判決を言い渡さなければならない。
- エ 公訴提起の手続がその規定に違反したため無効であるときは、判決で公訴を棄却しなければならない。
- オ 被告人が死亡した場合には、決定で公訴を棄却しなければならない。

- 1 ア、ウ 2 ア、オ 3 イ、ウ 4 ウ、エ 5 エ、オ

問9 起訴裁量（便宜）主義の意義及び趣旨を、7行以内で説明しなさい。